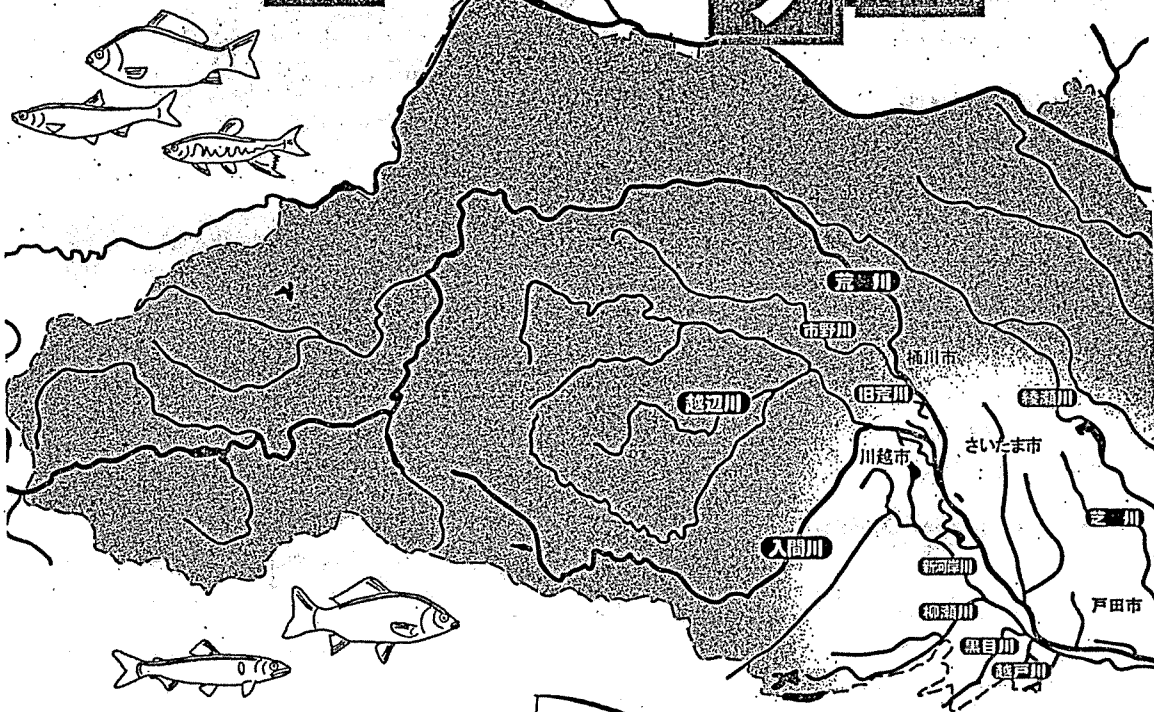


埼玉県南部地域

釣り場マップ



どなたでも楽しく
ご利用できる
釣り場をご紹介します。

さいたま市大宮区宮町2-47
TEL FAX 048-642-5706



魚 種	期 間
ア ュ	6月 1日から 12月31日まで *1月1日から5月31日ま では禁止期間となります。
マ ス 類	3月 1日から 9月 30日まで
ウグイ、オイカワ、 コイ、フナ、 ウナギ、ドジョウ、 カサギ、ワカサギ、 ナマズ	1月 1日から 12月 31日まで

この漁場区域内で利用できる漁具・漁法は、さで網、四つ手網、投網、やす突及び釣りです。
次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲です。

ア漁具・漁法		イ 規 模
さ	で	間口1 m未満
四	つ	長辺3 m未満
投	網	円周20 m未満
釣	り	道糸3本以内幅は 3 mの範囲内

遊漁承認証名	魚 種	漁具・漁法	期間	料金(円)
甲 種	全魚種	さで網 四つ手網 投やすり 釣	1年	6,000
			1日	2,000
乙 種	全魚種 (ただしアコ・マス類除く)	釣 り	1年	4,000
			1日	600

区域／期間
新河岸川(川越市城下町、新橋下橋から川越市石原町、石原橋までの区域)
1月1日から12月31日まで
伊佐沼(川越市伊佐沼、船のり入れ禁止標識から北区域)
1月1日から12月31日まで
黒目川(朝霞市浜崎、両橋から朝霞市田島、花の木橋までの区域)
10月1日から10月15日まで

道漁承認証名	魚 種	漁具・漁法	期間	料金(円)
県内共通	全魚種 (ただしアユ・ マス類除く)	釣り (リール釣り 除く)	1年	6,000

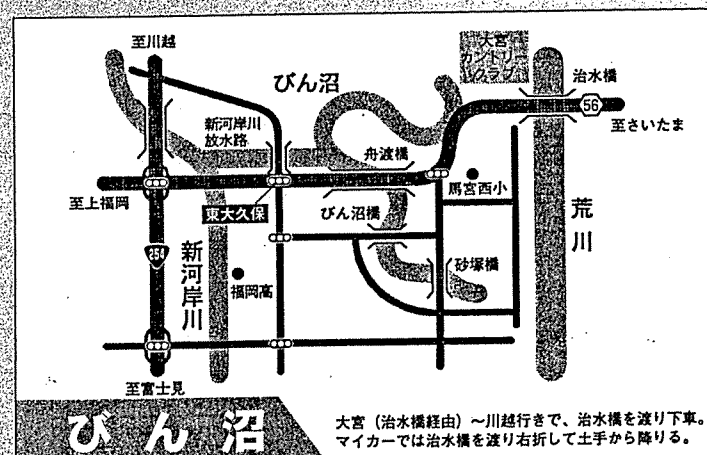
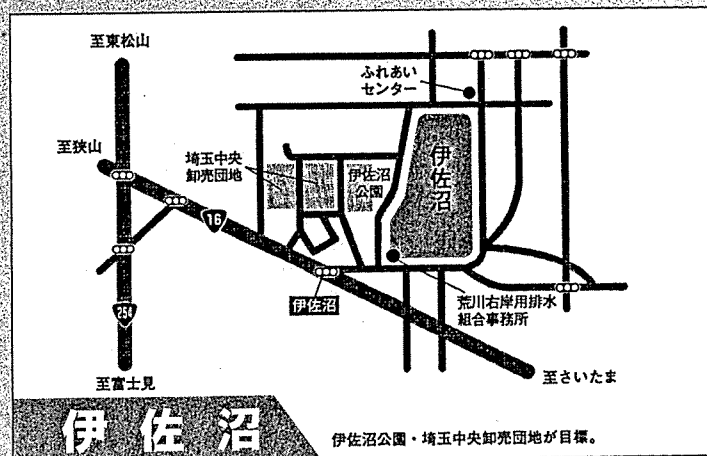
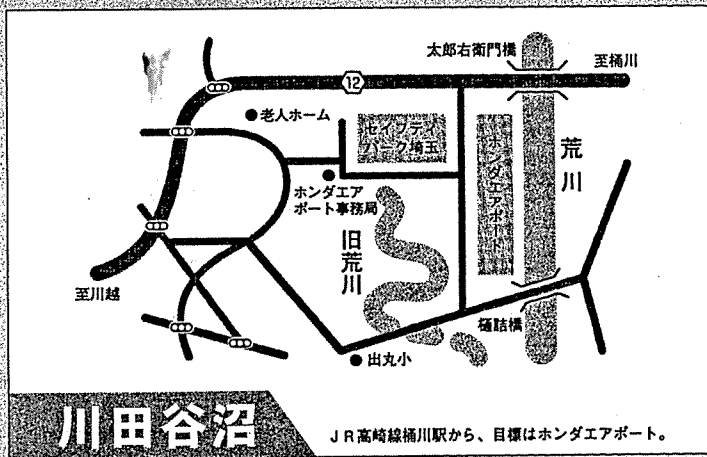
● 期間の欄 1 年とは 3 月 1 日から翌年 2 月末日まで

表の期間中はリール釣り、釣り以外は禁止です。

区 域	期 間
荒川（志木市宗岡、秋ヶ瀬取水堰の上流 100m から下流 200m までの区域）	1月1日から12月31日まで
新河岸川（川越市下新河岸、旭橋から川越市城下町、新城北橋までの区域）	
九十川（川越市南田島、木の目橋から上流 200m までの区域）	
びん沼川（さいたま市塚本町、砂塚橋から富士見市南畑新田、南畑排水機場までの区域）	
新河岸川放水路（富士見市東大久保、三本木橋から上流の区域）	
丸堀（荒川、さいたま市西区西遊馬）	
山王沼（さいたま市西区二ツ宮）	
地蔵沼（さいたま市西区二ツ宮）	
旧荒川（橘川市川田谷「川田谷沼」、標識から北地区）	毎月1日から毎月15日まで
旧荒川（橘川市川田谷「川田谷沼」、標識から南地区）	毎月16日から毎月月末まで

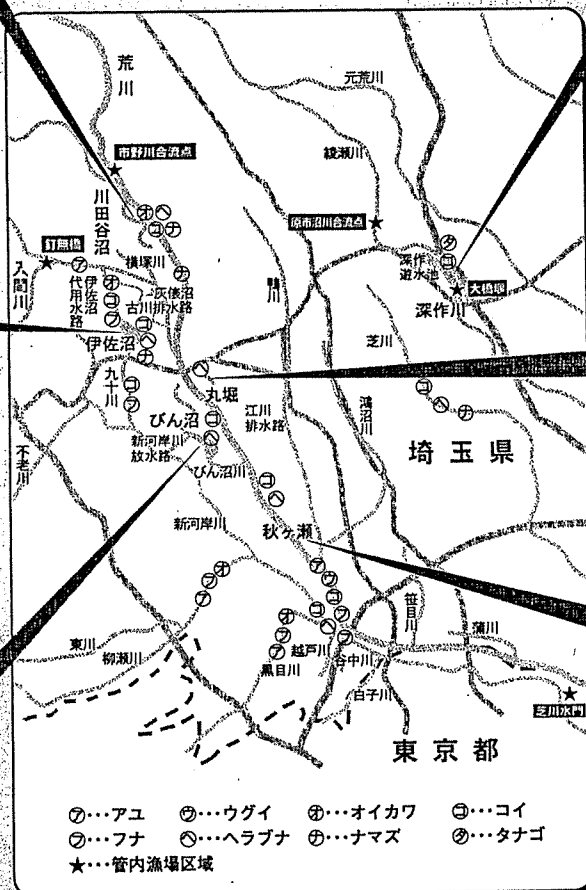
魚 種	全 長
ア ヨ	10センチメートル ただし、所沢氏久米地先里橋 から新座市大和田地先英橋の 柳瀬川
マ ス 類	15センチメートル
コ イ	18センチメートル
ウ ナギ	26センチメートル

- 1 漁漁する場合、漁漁承認証を携帯し漁場監視員の要求があった場合提示しないといけない
- 2 漁漁承認証は、他人に貸与してはならない
- 3 漁漁する場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない
- 4 漁漁する場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない
- 5 漁漁承認証に住所氏名を記入しないものは無効となる
- 6 漁漁承認証をなくした場合、再発行はできない
- 7 駐車は近隣住民の迷惑をかけないよう交通ルール、マナーを守りましょう
- 8 川をきれいにし、ごみなど持ち帰りましょう



釣り場マップ

埼玉南部漁業協同組合 漁場図



餌袋や空き缶などのゴミは必ず持ち帰りましょう。

